

## 別紙標準様式（第7条関係）

## 会議録

会議の名称	第32期第3回社会教育委員会議
開催日時	平成24年2月9日（木） 16時00分から 16時55分まで
開催場所	第2委員会室
出席者	西邨定実議長、石塚美穂副議長、植松千代美委員 加堂裕規委員、児島秀治委員、中村奈緒美委員 西田スマコ委員、松浦清委員、山下恵美委員 [事務局] 社会教育部／岸部長、松宮次長 中央図書館／大本館長、竹本課長 社会教育青少年課／武田課長、関主幹、岡田課長代理 川口係長、加地 文化財課／鈴江課長 スポーツ振興課／あべ木課長
欠席者	青野明子委員、中野小津枝委員、大西宏明委員
案件名	枚方公園青少年センターを市長部局に移管することについて その他
提出された資料等の 名 称	・資料1. 次第 ・資料2. 青少年施策の再編について（案） ・資料3. 枚方公園青少年センター施設利用の手引
決定事項	枚方公園青少年センターを市長部局に移管することについて 委員から子どもたちに有効利用される施設として引き継ぐよ う希望が出され、青少年センターの活性化、主催事業を中心と した活性化に努めていくことが決定された。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開（枚方市情報公開条例第6条第6号）
会議録等の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表（行政資料コーナー及びホームページで公表）
傍聴者の数	0人
所管部署 （事務局）	社会教育部社会教育青少年課

## 審 議 内 容

西邨議長 定刻を少し回りました。ただいまから、第32期第3回枚方市社会教育委員会議を開催いたします。委員の皆様におかれましては、公私ご多忙の折、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。これまでご欠席でしたが、本日は植松委員がご出席ですので、会議に入る前に一言ごあいさついただきたいと思います。

植松委員 ただいまご紹介にあずかりました植松と申します。十数年前に枚方に住んでいて、当時の公民館などを使って、地域の皆さんと勉強会などをさせていただいていた関係で、ここに座ることになったかなと思っています。本業は私市の大阪市立大学の植物園に勤務しております。今後ともよろしく申し上げます。

西邨議長 ありがとうございます。それでは、ただいまより会議に入ります。まず、岸社会部長よりごあいさつをいただきたいと思います。

岸 部長 <冒頭あいさつ>

西邨議長 ありがとうございます。会議に入る前に、事務局より、出席の報告並びに資料の確認をお願いします。よろしく申し上げます。

<事務局> 本日の委員の出席状況は、ただいまのところ、委員12人中9名の方のご出席です。青野委員、中野委員につきましては所用のため欠席です。大西委員については、遅れて来られるということです。枚方市社会教育委員会議運営要綱第5条により過半数の出席がありますので、会議が成立していることをご報告いたします。  
<事務局より資料の確認を行う>

西邨議長 本日は、平成24年度市の機構改革に合わせて「枚方公園青少年センターを市長部局に移管することについて」を議題に、臨時に第3回の社会教育委員会議を設定しました。それでは、事務局より開催の趣旨の説明をお願いします。よろしく申し上げます。

<事務局> まず本日の会議開催の趣旨を申し上げます。昨年8月の第1回目の社会教育委員会議を開催したときに、社会教育委員の職務内容についての説明の中で、社会教育法第17条第2項で、定時または臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べることと規定されていると説明をさせていただきました。その趣旨によりまして、平成18年度に公民館を生涯学習市民センターに再編して、市長部局に移管する際には、前年の平成

17年度に第29期社会教育委員会議において、生涯学習社会における公民館等社会教育施設のあり方について諮問し、答申をいただきました。これにつきましては、受益者負担を導入すること、利用対象者を拡大することなど、施設の運営方法を大きく見直す必要があったため、諮問、答申という形をとりました。

また、枚方公園青少年センターにつきましても、前期の第31期でございますが、社会教育委員会議で枚方公園青少年センターのあり方について諮問し、受益者負担や青少年の範囲などについてご答申をいただき、それに即して条例等の改正を行いました。

今回の枚方公園青少年センターを市長部局に移管することにつきましては、青少年センターの趣旨目的を変えることなく、市長部局に移すというものでございます。したがって、社会教育法第17条第3号の職務を行うために必要な研究調査を行うことの一環といたしまして、社会教育委員の皆様からご質問やご意見をお伺いしたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

西邨議長

ありがとうございました。ただいま事務局より、会議の開催趣旨についての説明をいただきました。委員の皆様はよろしいですか。

(「了解」の声あり)

西邨議長

それでは、事務局より、本日の案件についての説明をお願いしたいと思います。よろしく願います。

〈事務局〉

それでは、お手元の資料、青少年施策の再編について(案)に基づきまして、本日の会議の案件である枚方公園青少年センターを市長部局に移管することについてご説明申し上げます。

別紙資料をごらんください。図表の左側が現在の平成23年度、右側が平成24年度(案)となっております。現在、教育委員会にある社会教育青少年課におきまして、大きく3つの事務を所管いたしております。1つは青少年の健全育成に関する事務、次に留守家庭児童会室に関する事務、そして社会教育に関する事務となっております。

また、教育機関として枚方公園青少年センターがあり、社会教育青少年課の担当所管施設となっております。他方、市長部局では福祉部の中に、子育て支援室と家庭児童相談所がございまして、それぞれ保育所に関する事務と家庭児童相談、児童虐待防止に関する事務を所管いたしております。平成24年度の機構改革では次世代の育成支援に係る施策を総合的にとらえ、市民のニーズに沿った施策展開をより効果的に進めるため、新たに子ども青少年

部を創設することとしております。また、これまで教育委員会で所管しておりました青少年施策に関する事務を市長部局に移管し、子育て支援から青少年の健全育成までの総合的な取り組みを強化推進しようとするものでございます。

お手元の資料、図表で具体的に説明いたします。市長部局の中に、子ども青少年部という新たな部署が組織されまして、そちらに社会教育青少年課と子育て支援室、家庭児童相談所においてそれぞれ所管する事務が移管されるものとなっております。

社会教育青少年課における具体的な移管内容としましては、成人祭を除く、青少年の健全育成に関する事務を子ども青少年課が担当し、留守家庭児童会室に関する事務を放課後児童課が担当いたします。枚方公園青少年センターにつきましては、教育機関から子ども青少年部が所管する公の施設に移行し、子ども青少年課が担当するものとなっております。

少し補足いたしますと、公の施設は地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設ける施設のこととございまして、教育委員会が所管する教育機関も公の施設に含まれております。

なお、社会教育に関する事務、この中には枚方市PTA協議会との連携調整に関することや、本日開催させていただいております社会教育委員会議も含まれますが、その他、成人祭に関する事務につきましては引き続き教育委員会の社会教育課が所管することとなるものでございます。

繰り返しになりますが、枚方公園青少年センターにつきましては第31期社会教育委員会議から平成22年3月30日に枚方公園青少年センターのあり方についてという答申をいただいております。

今回予定されております市長部局への移管に際しましては、いわゆる組織がそのまま移管されるというものでございますので、新たな条例等におきまして文言整理などの修正箇所はございますけれども、青少年センターの施設の目的や趣旨、また施設の利用形態が変わるというものではございません。したがって、市といたしましては、主催事業の取り組みなどにおきまして、この答申に即して実現していくように努めてまいります。

なお、青少年センターの移管につきましては、手続的には教育機関を廃止し、新たに条例を制定することとなります。条例案につきましては、3月の市議会に提出し、ご可決いただいて最終確定となるものです。

以上、資料に基づきまして、枚方公園青少年センターを市長部局に移管することについてのご説明とさせていただきます。よろしくご説明申し上げます。

西邨議長        それでは、今の説明に対して、ご意見、ご質問等をお受けしたいと思っておりますが、何かありますか。前回の会議のときに、第31期の諮問に対する答申書というのはお配りしたと思うのですが、今の説明の中で何かありますか。

加堂委員        第1回会議のときにいただいた社会教育部の所管事務の概要の項目の中で、社会教育青少年課からどれだけ移行するのですか。

〈事務局〉        社会教育に係る調査研究、企画、立案、及び総合調整並びに振興に関する事、これにつきましては教育委員会の社会教育課が担当いたします。2つ目、家庭教育に関する事、これにつきましても社会教育課となります。3番、成人教育に関する事、これに関しましても社会教育課となります。4番、社会教育における人権教育に関する事、これに関しましても社会教育課となります。5番、青少年の健全育成に関する事、こちらは子ども青少年課のほうとなります。6番、はたちのつどいに関する事、これにつきましては社会教育課となります。7番、枚方公園青少年センターに関する事、これに関しましても子ども青少年課となります。8番、留守家庭児童会室に関する事、こちらにつきましては放課後児童課となります。

植松委員        それはどこですか。

〈事務局〉        子ども青少年部の放課後児童課となります。9番、社会教育委員に関する事、こちらにつきましては教育委員会の社会教育課となります。10番、枚方市PTA協議会との連携調整に関する事、こちらにつきましては教育委員会の社会教育課となります。事務概要の中でいいますと以上となります。

西邨議長        よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西邨議長        この中で、前期の第31期のときに、枚方公園青少年センターの事について、大分議論をいたしました。私自身も第31期のときに一緒に議論させていただきましたが、今回の説明をしている限りでは、前回の公民館を生涯学習センターに変えるのではなくて、全くそのままを所管が変わるという形態で、諮問した内容についてもほとんどかわりなく引き継いでいただけるというようなことを聞いておりますので、そのあたりで、内容をよくご存じだと思

いますので、植松委員に振らせていただきますが。

植松委員

ちょっとまだ考えが整理できていませんが、今回の案件が送られてきたときに、率直に言って、えっという感じを受けました。直前の期であり方等を議論したばかりのところを、何で今市長部局に移さないといけないんだろうということが、率直な疑問です。それで、今お話を伺っていると、枚方公園青少年センターの、趣旨や目的を変えることなく、市長部局へ移管するというお話だったので、何も変わらないのだったら、どうして今のままではいけないのんだろうというのが、率直な疑問です。市全体が機構改革に入るので考えないといけないということなのではないでしょうか。

〈事務局〉

青少年の健全育成に関する事務、いわゆる青少年対策、非行防止、青少年活動の支援助成に関する事務を市長部局の新組織に組み入れるということにつきましては、子育て支援から青少年育成までを視野に入れた総合的な取り組みを強化することにつながると考えております。また、本市独自の子ども・若者育成計画の策定や施策の推進、いわゆる子ども・若者育成支援推進法の趣旨を踏まえたひきこもり対策等になってまいりますけれども、そういったことにつきましては、総合的な取り組みが必要であるということがございますので、市の行政部門、今回は子ども青少年部という形になりますけれども、こちらのほうが中心となって、教育、福祉、保健、医療、雇用などの施策を進めることが必要であると考えております。枚方公園青少年センターにつきましても、子ども・若者育成計画と深く関連する事業に取り組んでいることがございますので、市長部局へ移管することで、今後そうした施策の推進拠点としての役割を担っていくことができると考えております。

岸 部長

いま説明させていただきましたように、子ども、青少年の定義につきましてもいろいろありますが、子ども・若者支援法では40歳未満までがその対象になってきます。枚方市には子育て支援室が担当の子ども育成計画という、主に小学生ぐらいまでが対象になった計画がございます。それ以上の計画を子ども・若者支援法に基づく計画で策定していくというのが、来年、再来年度の主な仕事になります。青少年センターが唯一、ひきこもりも含めた青少年相談の窓口になっています。総合的に施策を進めるのに、その中心になる青少年センターが教育委員会にあるよりは、市長部局の中に持って行って、ここに新たに子ども青年部というのを立ち上げて、その中で総合的に推進していくというのが、今回の機構改革の考え方です。それに沿った形で、前期でご答申いただいた内容を含めて、青少年のたまり場を含めて実現していきたいと

というようなことが、今、我々が考えていることでございます。

植松委員        まだ、私自身よく理解できてないのですけれども、例えば、成人教育に関することは社会教育に残るというお話で、今の青少年の範疇が40歳未満までというようなお話からすると、青少年と成人の境目みたいなのが、すごくわかりにくくなっているのですけれども、そこはもうずっと今後ダブルでやっていくということになるわけですか。

〈事務局〉        40歳未満といいますのは、いわゆるひきこもりやニートの方が対象ということになります。社会教育でいうところの成人教育というのは、広く一般を対象とする形になりますので、その対象が特化された形ということで40歳未満ということになります。

加堂委員        この新しくできる子ども青少年部は、非常に魅力的な名前だと思います。市として力を入れていくということだと思いますが、スタッフの体制など、全体的なイメージをもう少し語ってください。

岸 部長        端的に申しまして、今の社会教育青少年課には2つのグループがあります。1つが留守家庭児童会に関するグループ、もう1つが小学校で展開しているいきいき広場を含めた青少年と社会教育に関すること、先ほどの10項目に入っていないが、社会教育部の総務担当をしているグループです。社会教育に関する部分が残り、残りは子ども青少年課と放課後児童課に移るという形になります。ただ、そこは何人、何人というような人事の話というのは、辞令が発令されて初めてわかります。

西邨議長        他にご意見はございませんでしょうか。

我々、外部の人間から見ると、教育委員会の所管であろうが、市長部局の所管であろうが、同じ枚方市役所だという考えのお持ちの方が大半だと思います。ただ、行政的に教育機関と行政とは分離するという形で来ています。今、我々がこの機構改革に注文をつけるならば、どこの所管であっても、その趣旨に合った運用をしてくださいとお願いするのが筋ではないかと思います。教育委員会にあるものが市長部局に移るのは形だけの問題であって、その中身の運用自身を、我々としてはしっかりとその趣旨に合った運営をしていただくように注文をつけるのが筋とは思いますが、例えば、広報をよく見ると同じようなことを違う部局でやっておられる。その辺をもっと効率的に運用できないかと思うので、こういう機構改革でよりいい方向に進むような形で運営をしていただくようお願いするのが筋じゃないかと思いますが、ほかの委員さん、いかがでしょうか。

松浦委員

先ほどの話の中で総合的な観点からということが出ていたと思います。総合的な観点からというのは聞こえは非常にいいんですけども、大体お話を伺った印象では、子どもを、特に待機児童とか、低学年の子どもをめぐるさまざまな経済的なところを支援していきたいという観点が少し見え隠れする気がします。現在の社会情勢の中で、その辺に力を入れなければいけないということとはよくわかりますが、福祉部の観点を大きくとらえて、それを総合的という言い方をしているんじゃないかと思うんです。

平成24年度案の中での子ども青少年課に、青少年の健全育成という言葉が出てくるわけですが、健全育成の基本は、私は教育だと実は思っているものですから、その教育という観点よりも福祉的な観点を優先されたときに、その教育的な観点がどこまで保証されていくのかというのが、これでは逆に見えないと思うんです。さまざまな経済的な背景を総合的に把握するため、そして改善するために福祉的な価値観を大きくとらえていくということとはわかるんですけども、その根本にはやはり教育があると、特に幼児教育、初等教育というような観点が抜けてしまうと、何のための子育て支援であり、子どもの育成なのかということで、本質的な部分を失ってしまう可能性があるんじゃないかという危惧があります。その点はどのようにお考えでしょうか。

〈事務局〉

子育て支援室は、両親、あるいは保護者が就労あるいは病気等で、保育に欠ける就学前の子どもをお預かりする保育所に関する事務を行っています。その後、社会教育青少年課の中の留守家庭児童会室へ通常上がっていくということになります。今は部局が違うということで、滑らかな接続、連携がなかなかとりづらいところがありますが、例えば保護者の対応であるとか、配慮を要する児童、障害をお持ちの児童への対応などにつきましても、次に引き続いて担当していくことができると思っております。また、今現在、内閣府のほうで、子ども・子育て新システムの検討がなされています。保育所と幼稚園の認定こども園等の議論等も進んでいると思いますが、その中には保育所と放課後児童クラブ、枚方市で言いますと留守家庭児童会室になりますが、一体的に検討議論がされているという状況もあります。

そうした中で、子育て支援室と社会教育青少年課の留守家庭児童会室との関係、接続関係については、家庭児童相談所もそうですが、子育て支援室の保育所でも児童虐待などの対応もしておられますし、我々留守家庭児童会室においても、必要に応じて家庭児童相談所と連携をとってきました。それぞれの部署が1つの部になることによって連携しやすくなるということは、大きな推進



であると思っています。

健全育成の育成の部分ですが、非行防止とか言われている単なる教育だけではなく、対策的な観点も必要になってくるというところがあります。こちらのほうには書いていませんが、今現在、枚方では青少年育成指導員として、380名の方に委嘱をさせていただき、その方々に地域でご活動いただいている、その統括担当事務をさせていただいているのが子ども青少年課という形になっています。これにつきましては、先ほど申し上げた、ひきこもりや児童虐待等の対策において、それぞれの担当課が連携しやすくなる必要があります、そちらに重点を置いています。

枚方公園青少年センターで行っているひきこもり対策の青少年相談業務に関しましては、市の中では青少年センターのみで行っていますので、連携していく必要があると思います。市長部局、例えば、ある程度ひきこもり対策として、就労支援や保険、医療など、産業振興や障害福祉といった市長部局内での連携等も必要になってきますので、対策的な観点をこの中で重要視しているところ です。

西邨議長

多分、松浦委員がおっしゃっているのは、根本的に青少年の健全育成というのは学校教育で、それが教育委員会から離れるのはどうかというように私は聞こえたのですが、いかがですか。

松浦委員

基本的にはそうです。おそらく、これまでの縦割りの中での弊害を一気に解決して、まさに総合的な観点で連携をよくしていきたいということだと思うんですね。それはよくわかるんです。ただ、1つ気になるのは、教育委員会から離れて市長部局になるということは、極端に言えば、教育基本法の枠を離れても構わないという言い方ができると思うんですね。良い悪いは別ですが、一定の枠の中でやってきたことを全部外すわけですから、思いがけない混乱は当然あるでしょうし、根本的な見通しがきちんとあった上で混乱を乗り越えていくのだといいんですが、その辺の見通しが無いままに進むと、健全育成の理念みたいなものがないままに、ある意味での福祉的なところだけの、いい言葉でないかもしれませんが、目の前にある問題を解決するだけにとどまってしまう可能性を危惧しました。

〈事務局〉

現在の事務分掌の中で青少年の健全育成に関する事務と定められているのは、教育委員会の学校教育部ではなくて、社会教育部の社会教育青少年課にあると思います。事務分掌の言葉でいうと、広義な言葉で言えば、もちろん学校教育にも青少年の健全育成が入ると思いますが、こちらで書いているのはあくまで社会教育部

の社会教育青少年課が所管している事務のこととしての表現になっています。この部分は、広義な解釈ではありません。具体的には、先ほど申し上げたような個々個別の事業のことをここで表現していますので、今現在、社会教育部にある事務の移管ということの表現です。

西邨議長　　今の流れを聞かれて、P T Aが一番身近だと思うんですが、何となく話わかりますでしょうか。

山下委員　　すみません、もともとのこの組織自体があまりよくわかってなかったもので、よくわからないのが現状です。

植松委員　　今の松浦委員からの意見をもう少し理解するために質問があるのですが、この平成24年度の案となっている機構で、子ども青少年部に入るのはこの4つ、枚方公園青少年センターも含めると5つということになるのですか。これで全部ということでしょうか。

〈事務局〉　　はい。

植松委員　　意見を言わせていただきます。1つ危惧することがあります。それは、先ほどのご説明の中に、今回の機構改革の目玉が子ども青少年にかかわる施策だというようにおっしゃっていたかと思えます。目玉として市長部局に移されて、目玉じゃなくなったらどうなるのだろうかというのが非常に率直な心配です。こういうのは目玉にしているのだろうかという疑問が私の中にあります。

公民館の生涯学習センターへの移管で、一番もめた社会教育委員会の時期に、いきなり公民館を市長部局に移すという言い方が出てきて、理解ができなかったんです。一番最初にそれを質問したことを今でも覚えています。その期の社会教育委員会で議論になった1つの大きなポイントは、なぜ教育委員会が市長部局とは別に設けられてきたのかという歴史的な経緯だったと思います。それは、為政者たる地方自治体の長とか、そのもとにある行政から、教育はある程度距離を置いて、中立を保てるようにしておかないといけないということだと、私はそのときに理解しました。ですから、公民館が生涯学習センターに衣がえしただけではなく、非常に大きな体質の変化を伴っていたと思います。その期の会議では、終始、反対の立場でいましたが、結果的にそういうことになっていったわけです。

前期で枚方公園青少年センターのあり方について、真剣に議論がなされて、青少年を対象とした社会教育をどのように充実させ

ていくかということを経験したばかりのこの時点で、そこを市長部局に持っていくという話が出たときに、徐々に外堀を埋められて持っていかれちゃうのかなという感じがしました。そうすると、社会教育委員会は箱物としては何も持たないということになるのでしょうか。もちろん、箱を持つことが大事だとは思っていないんですけども、今回は趣旨も目的も変えませんかと言いつつも、教育委員会の範疇にあったものが市長部局に移るとするのは、性格的に大きく変わることを含んでいるんじゃないかと私は思います。

私がここで変ですぞと言ったとしても、時代の大きな流れには逆らえないだろうと思います。そうすると、残された社会教育委員会そのもののやるべきこととか、もう少し広く考えると、教育委員会のやるべきことが何なのか、存在意義は何なのかということを経験きっちり議論していかないと、教育委員会は要らないというようなことになってしまえば、大変だと思います。いろんな部分を徐々に、タコの足を切るように、教育委員会から市長部局に移してしまえばいけないのではないかと思います。実際に公民館等で活動してきた方たちから、枚方は社会教育において市民の活動が盛んな地域だった、これは誇るべきことであると教わりました。枚方の市民が持っている財産みたいなものを、これからも育てていくのが、この社会教育委員会の役割であろうと思います。枚方公園青少年センターの市長部局への移管は、私が納得できないと言っても進んでいくと思いますが、今期、社会教育委員を引き受けてしまって、すごく荷が重くなったような気がしています。感じたままを述べさせていただきました。

〈事務局〉 箱物の点についてだけいいますと、社会教育委員会議の所管の施設としては、図書館や文化財の旧田中家鋳物民俗資料館、鍵屋資料館といった資料館があります。スポーツ施設ということで総合体育館、渚市民体育館といった施設もありますので、社会教育施設がゼロになるということではありません。

植松委員 大変失礼いたしました。公民館が生涯学習センターになってしまったということが非常に心に残っていたものですから、勘違いをいたしました、失礼しました。

西邨議長 中学校の校長先生、いかがでございますか。

児島委員 市長部局自体がどういうものかと、もう少しイメージがよくわからない部分があるんですけども、例えば、家庭児童相談所には、いろいろ子どもがお世話になって、私も実際行かせてもらったこ

ともあります。こういう形にして、うまく連携がとれるのであればいいのかなと思います。基本的に内容的には変更がないと、うまく機能するような方向でおっしゃっているのであろうと私は思っているのですが、より子どもたち、あるいは家庭の保護者がうまく活用できて、青年までの方がひきこもりという言葉もありましたけれども、社会になじんでいくような、スムーズな活動がなされるのであればいいのかなと思っています。

西邨議長 校長先生、小学校のほうはいかがですか。

中村委員 小学校においても、家庭児童相談所や子育て支援室にお世話にもなっています。連携するに当たって支障は感じていません。前期の枚方公園青少年センターのあり方についての答申書を見せていただきましたが、過程がよくわかっていないこともあって、意見としてふさわしいかどうかわかりませんが。連携がうまくいけばそうでもないのかなと感じています。

西邨議長 両校長先生から意見が出ましたが、いかがですか。

今回の議題としては、青少年センターを市長部局に移すということに対してのご意見を主にいただき、青少年の施策としての部局はこのように変わりますというように提示してもらっています。今回は、先ほど植松委員がおっしゃいましたように、これが反対か賛成かというような議論ではなく、こういう方向で進むのに、いろんな意見をくださいというように議題として上げられていると思いますので、その部分について、もう少し何かございましたら、お受けしたいと思います。

前回お配りさせていただいた答申書の中身ですが、有料化で運営していただいているように思うのですが、利用状況についても報告をしていただいたら、我々が思っていたように、青少年の利用率が上がっているかどうか分かると思います。この答申書の中にもありますように、青少年を引きつけるようないろんな催しをやってくださいとお願いをしてきたかと思うのですが、進めていただいているのでしょうか。

〈事務局〉 誠に申しわけないのですが、その部分についてはまだ取り組み半ばだと思っています。

西邨議長 利用率が上がるように、あるいは大学生ぐらいまでが無料で使えるように、あるいは青少年センターであるからして、一般の方よりも青少年の方にできるだけ利用していただきやすいような方向で、利用時間を延長してもらったり、いろんなことをして利用率

を上げてもらうような答申書をつくったつもりですので、今ありますように、これが市長部局に移りましても、我々が念願していた子どもたちに有効に使っていただけるような趣旨で、いろんな催しもやっていたいただいて、子どもたちにますます利用していただけるような方向で、引き継いでいただくときには、しっかりとお願いをしていたいただきたいというのが、私の思っているところです。

他の委員さんはいかがでしょう。現実に移管されるというのは議会で決まったら、我々としてはもう注文をつけるしか仕方がないと思うので、こういうふうに運用してくださいというようなことでお願いをしたいと思いますが、いかがでしょう。

植松委員、いかがですかね。もう、中身はよくご存じですので、振らせていただきますが。

植松委員           また質問なんです、社会教育課では青少年向けのさまざまな事業等や成人向け等も含めて実施していくことになるのだと思うんですが、青少年向けに特化して、例えばニートやひきこもりの問題は、子ども青少年課がやることになるということですか。

〈事務局〉           今、社会教育青少年課がございますけれども、それが大きく3つに分かれるということで、1つは社会教育課、あと2つは市長部局の子ども青少年部の所属になりますけれども、子ども青少年課と放課後児童課。1つの課が3つに分かれて所管事務が移管されるという形になりますので。ひきこもり・ニート等の対策、あるいは子ども・若者育成支援推進法に係る計画策定等につきましては、子ども青少年課の所管であるということになります。

植松委員           前期に青少年の健全な成長のために、センターがこんなふうに使われてほしいということを随分議論し、これからいよいよ具体的に何かやろうかという時期にそれが社会教育から離れてしまうというのは、言うだけ言って、あと放り出すみたいな、自分たちのしていることに無責任さを感じないでもないので、きちんと引き継いでいただきたいと思います。

西邨議長           他にいかがでしょうか。特によろしいですか。

(「なし」の声あり)

西邨議長           市長部局に移すことについて第31期の答申書の中身を尊重していただいて、今、植松委員からもありましたように、特に主催事業等も、引き継いでいただいた部局で、答申書に基づいて、趣旨に沿った活発な運営をしていただくというのが、我々からお願

いできる唯一のことかなと思います。

部局を移されるのを、是が非かという議論は我々できないということですので、いろんなご意見を聞いてますと、第31期の答申書に沿って、十分に子どもたちに有効利用していただける施設として引き継いでいただけるように、お願いをしたいというように、最後にまとめさせていただきたいですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西邨議長  
〈事務局〉           ありがとうございます。そういうことで、いかがですか。  
                          今お話しいただきましたように、第31期の答申に則しまして、今後青少年センターの活性化、主催事業を中心とした活性化に努めてまいります。

西邨議長            ありがとうございます。それでは、時間が早いですがけれども、本日はこれぐらいにしたいと思います。次回の会議について、事務局のほうから何か連絡等ありましたら、お願いします。

〈事務局〉           今後の社会教育委員会議の進め方について、先日、2月1日の会議で集約をしていただきましたが、ただいまご説明申し上げたように、大幅な機構改革もございますので、平成24年度に入りましてから、機構改革後に議長、副議長と事務局とで、協議をいたしまして、改めてご連絡をさせていただきたいと考えております。  
                          よろしく申し上げます。

西邨議長            ありがとうございます。それでは、本日の案件は以上で終わりました。これにて第3回社会教育委員会議を終わりたいと思います。本当にありがとうございました。